| | |
|---|---|
| 負債の部<br>　流動負債<br>　　［略］<br>　　［リース負債　×××］<br>　　［略］<br>　固定負債<br>　　［略］<br>　　［リース負債　×××］<br>　　［略］<br>　［略］<br>［略］<br>（記載上の注意）<br>　［略］ | ［同左］<br>　［同左］<br>　　［リース債務　×××］<br>　　［同左］<br>　［同左］<br>　　［同左］<br>　　［リース債務　×××］<br>　　［同左］<br>　［同左］<br>［同左］<br>（記載上の注意）<br>　［同左］ |
| **様式第二十二号**<br>**【中間連結損益計算書】**<br>（単位：　円）<br>［略］<br>営業外費用<br>　［支払利息　×××］<br>　［リース負債に係る利息費用　×××］<br>　［略］<br>［略］<br>（記載上の注意）<br>　［略］ | **様式第二十二号**<br>**【中間連結損益計算書】**<br>（単位：　円）<br>［同左］<br>営業外費用<br>　［同左］<br>　　［支払利息　×××］<br>　　［同左］<br>　［同左］<br>［同左］<br>（記載上の注意）<br>　［同左］ |
| 前中間連結会計期間<br>（自　年　月　日<br>至　年　月　日） | 当中間連結会計期間<br>（自　年　月　日<br>至　年　月　日） |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この項及び第三項において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいい、財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあつては新財務諸表等規則第十七条第五項から第七項まで、第三十一条の三（新財務諸表等規則第百五十九条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第九十八条の三（新財務諸表等規則第三百三条の二において準用する場合を含む。）の改正規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。